## お知らせ

#### 1.改正点

#### ☆住宅ローン控除の適用期限延長

令和4年度税制改正において、住宅の取得等で一定の要件を満 たす場合、住宅ローン控除の適用期限が延長され会和7年12月ま でに入居すれば要件に応じて13年間もしくは10年間の住宅ロー ン控除の適用を受けられるようになりました。

#### ☆未成年者の年齢要件変更

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から非課税の未 成年者の年齢要件も、賦課期日時点(1月1日)において20歳未満 から18歳未満に引き下げられました。

#### ☆市民税県民税均等割の税率の改正

令和6年度から「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体 が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税 の臨時特例に関する法律」による市民税県民税均等割の加算がな くなり、市民税が3,000円、県民税が1,500円となります。また、国 内に住所のある個人に対して新たに森林環境税が課税され、市町 村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1.000円の国税 が徴収されます。

#### 2.公的年金からの特別徴収(天引き)制度

市県民税を公的年金から特別徴収する制度の対象となる方は、 「4月1日に年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給している65 歳以上の人で、前年中の年金所得に係る市県民税の納税義務のあ る人」です。「介護保険料の特別徴収の対象とならない人」や「当該 年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える人」などは特 別徴収の対象にはなりません。この制度は、市県民税の納税方法を 変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

公的年金から特別徴収される税額は「年金所得に係る市県民税 額」であり、年金所得以外の所得に係る市県民税額については、従 来どおりの方法で納めていただくことになります。複数の公的年金 を受給している人は老齢基礎年金から優先順位に従って特別徴収

公的年金からの特別徴収の開始初年度は、当該年10月支給分 の年金からとなります。そのため当該年度の「年金所得に係る市県 民税額|の半分は当該年6月及び8月に普通徴収(納税通知書で銀 行等で納める方法、または口座振替する方法)により納めていただ き、残りの半分は当該年10月、12月、翌年2月の3回に分けて公的 年金から特別徴収します。また、翌年4月、6月、8月は令和5年度の 公的年金等の所得に係る年税額の2分の1に相当する額を仮徴収 します。

### ●市県民税を納める人(納税義務者)

令和5年1月1日現在で高知市に住所があるか、あるいは事務 所等がある場合に、次のとおり課税されます。

納税義務者納める税	市内に 住所がある人	市内に住所はないが、 事務所、事業所又は 家屋敷がある人
均等割	0	0
所得割	0	×

## ●市県民税が課税されない人

#### 1. 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者(平成17年1月3日以降生まれ)、寡婦又は ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

### 2. 均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人

31万5千円× { 本人、同一生計配偶者及び 扶養親族の合計数 } + 10万円 + 18万9千円

\* 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれも有しない場合、この金額は加算しない。

### 3. 所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人 「本人、同一生計配偶者及び ] + 10万円 + 32万円

\* 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれも有しない場合、この金額は加算しない。

### ●市県民税所得割の税率

扶養親族の合計数

市県民税所得割の税率は平成18年度までは3段階の超過累 進税率構造になっていましたが、国から地方への税源移譲により 平成19年度から一律10%の比例税率構造に変わりました。それ に伴い所得税の課税区分と税率も添わりました

一件い所付税の課稅区分と稅率も変わりました。					
	平成18年度まで		平成19年度から		
課税所得金額	税源移譲前(3区分)		税源移譲後(一律)		
1,000円~1,999,000円	5% (市民税 3%) 県民税 2%)				
2,000,000円~6,999,000円	10% (市民税 8%) 県民税 2%)	<b>→</b>	10% (市民税 6%) 県民税 4%)		
7,000,000円~	13% (市民税10%) 県民税 3%)				

## ●人的控除額の差の調整控除

税源移譲による個人の負担増を調整するため、所得税と市県 民税の人的控除の適用状況に応じて市県民税を減額調整します。

市県民税の 課税所得 金額	市県民税の所得割額から控除される金額
200万円 以下の人	⑦・回 いずれか少ない金額の5% (市民税3%県民税2%) ② 人的控除額の差の合計額 回 市県民税の課税所得金額
200万円 超の人	{人的控除額の差の合計額 - (市県民税の 課税所得金額 - 200万円)} × 5% (市民税3%県民税2%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

令和3年度から合計所得金額が2.500万円を超える納税義務者には 調整控除を適用しないこととされました。

# ○市県民税と所得税の人的控除額の差

令和5年度 (単位:万円)

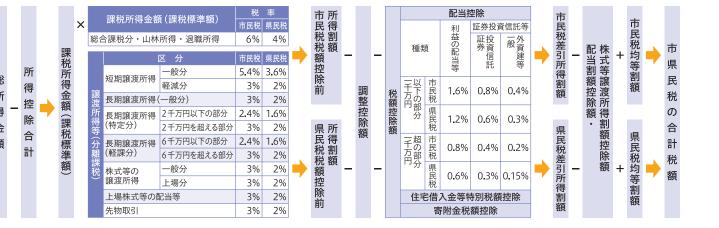
控除の	種類	差額		控除の種類		差額
礎控除※		5			一般	5
害者控除	普通	1		扶養控除	特定	18
	特別	10			老人	10
	同居特別	22		同居老親等	13	
とり 部 地 陸	母	5		勤労学生控除		1
とり親控除	父	1		寡婦控除	<b></b> <b>厚婦控除</b>	
### M						

※ 基礎控除については、実際の控除額にかかわらず一律5万円となります。

抠	監除の種類	差額				
納税合計	義務者本人の 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
偶者	一般	5	4	2		
:除	老人	10	6	3		
偶者 別控除	配偶者の合計所得 48万円超 50万円未満	5	4	2		
加控陈	50万円以上 55万円未満	3	2	1		

### ●税額の計算方法

- ①まず前年中(令和4年1月~令和4年12月)の収入金額を下表の所得の種類に当てはめて、それぞれの所得金額を計算し、合計します。
- ② 所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・その他の控除)を差し引き、課税所得金額を計算します。
- ③課税所得金額(課税標準額)に税率を乗じて、税額控除前所得割額を算出します。
- ④ 「所得税との人的控除額の差の調整控除」の金額を控除します。
- ⑤配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金控除等の税額控除がある場合は控除します。
- ⑥ 「配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額」があれば控除します。
- ⑦ 均等割額(市民税3.500円、県民税2.000円\*)を加算して、令和5年度の市県民税額が決まります。
- ※ 県民税均等割2,000円のうち500円は森林環境保全のために使われます。



## ●所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費を差し引き算出します。なお、市県民税は前年中(令和4年1月~令和4年12月) の所得をもとに計算します。 ※ 市県民税で分離課税の対象となる退職所得は、所得金額には算入されません。

所得の種類		所得金額の計算方法	
① 利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	収入金額=利子所得の金額	
② 配当所得	株式や出資の配当等	収入金額-株式等の元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額	
③ 不動産所得	地代、家賃、権利金等	収入金額-必要経費=不動産所得の金額	
④ 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額-必要経費=事業所得の金額	
⑤ 給与所得	サラリーマンの給与等	収入金額-給与所得控除額-(所得金額調整控除額)=給与所得の金額	
⑥ 退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額-退職所得控除額)×1/2=退職所得の金額	
⑦ 山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額-必要経費-特別控除額50万円=山林所得の金額	
⑧ 譲渡所得	土地等の財産を売った場合に生じる所得	収入金額-資産の取得価額等の経費-特別控除額=譲渡所得の金額	
⑨ 一時所得	生命保険の満期等で生じる所得	(収入金額-必要経費-特別控除額50万円)×1/2=一時所得の金額	
⑩ 雑所得	①公的年金等や②他の所得に当てはまらない 原稿料等や個人年金等の所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額-必要経費	

## ■給与所得の速算表

~ 550,999円		0円
551,000円~1,618,999円	給与収入 - 550,000	円 = 円
1,619,000円~1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円~1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円~1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円~1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円~1,799,999円	給与収入÷4	A×2.4+100,000円
1,800,000円~ 3,599,999円		A×2.8- 80,000円
3,600,000円~6,599,999円	A = .000円	A×3.2-440,000円
6,600,000円~8,499,999円	給与収入×0.9 - 1,10 =	00,000円 円
8,500,000円~	給与収入 - 1,950,00 =	0円 円

給与の収入金額 給与所得金額

★**所得金額調整控除** 給与所得者で下記に当てはまる方は、 下記の金額を給与所得から差し引きます。

収入金額が850万円を超え次のいずれかに該当する方 ● 23歳未満の扶養親族を有するもの
● 特別障害者である同一生計配偶者
又は扶養親族を有するもの
※控除限度額15万円 ・ ( 給与所得の金額 + 公的年金等の雑所得の金額 ) - 10万円 給与所得と公的年金等の雑所得の 合計額が10万円超

※控除限度額10万円

# ● 「公的年金等の雑所得」の速算表

年	公的年金等の	公的年金寺の維所侍の金額					
齢	収入金額の合計 (A)	公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計所得金額					
区 分		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超			
5 昭	130万円未満	(A)-60万円	(A)-50万円	(A)-40万円			
33年1	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75 -27万5千円	(A)×0.75 −17万5千円	(A)×0.75 −7万5千F			
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85 −68万5千円	(A)×0.85 -58万5千円	(A)×0.85 -48万5千F			
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95 - 145万5千円	(A)×0.95 -135万5千円	(A)×0.95 -125万5千F			
	1,000万円以上	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A) - 175万5千F			
5 昭	330万円未満	(A)-110万円	(A)-100万円	(A)-90万円			
33年1	330万円以上 410万円未満	(A)×0.75 −27万5千円	(A)×0.75 -17万5千円	(A)×0.75 −7万5千F			
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85 −68万5千円	(A)×0.85 -58万5千円	(A)×0.85 -48万5千F			
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95 - 145万5千円	(A)×0.95 <del>-</del> 135万5千円	(A)× 0.95 <del>-</del> 125万5千F			
	1 000 TINUL	(A) 105 T F T T	(A) 105 T 5 T III	(A) 175 T 5 T 5			

및 1,000万円以上 (A)−195万5千円(A)−185万5千円(A)−175万5千円